

# 指定可燃物貯蔵取扱所設置運用基準

平成16年2月制定  
平成21年9月改正  
平成23年2月改正  
平成27年1月改正  
衣浦東部広域連合消防局

凡例 法：消防法 政令：危険物の規制に関する政令 施行令：消防法施行令  
規則：危険物の規制に関する規則 施行規則：消防法施行規則 条例：火災予防条例

## 1 一般的事項

- (1) 指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準については、条例第50条から第52条、第66条、別表第3によるものの他、この運用基準で定める。
- (2) 指定可燃物とは、条例別表第3に掲げる物品で同表の数量以上のものをいう。ただし、届出の対象は、別表第3で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性液体類及び可燃性固体類（以下「可燃性固体類等」という）並びに合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）をいう。
- (3) 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物を「綿花類等」という。
- (4) 可燃性液体類（条例別表第3備考7、法別表備考、規則第1条の3参照）
  - ア 第2石油類（可燃性液体量40%以下、引火点40℃以上、燃焼点60℃以上）で危険物に該当しないもの。
  - イ 第3石油類（可燃性液体量40%以下）、第4石油類（可燃性液体量40%以下）で危険物に該当しないもの。
  - ウ 動植物油類（政令第11条第1項第3号の2から第9号までの基準の例によるタンク等に加圧しないで常温で貯蔵保管されているもの）で、危険物に該当しないもの。
  - エ 引火性液体の性状を有する物品で1気圧で引火点250℃以上のもの。
- (5) 合成樹脂類について、発泡させたものとは概ね発泡率6以上のものをいう。  
条例別表第3備考8の不燃性又は難燃性の判断は、酸素指数が26以上のものを不燃性又は難燃性を有するとして取り扱う。

### ア 酸素指数26未満のもの（届出対象）

一般的に使用される合成樹脂類
アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂（AS）
アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ABS）
エポキシ樹脂（EP）接着剤以外のもの
不飽和ポリエステル樹脂（UP）
ポリアセタール（POM）
ポリウレタン（PUR）
ポリエチレン（PE）
ポリスチレン（PS）
ポリビニルアルコール（PVAL）粉状（原料等）
ポリプロピレン（PP）
ポリメタクリル酸メチル（PMMA,メタクリル樹脂）

※ 難燃性化により酸素指数26以上もあり注意。

※ ( ) 書きは略号又は別名を示す。

### イ 酸素指数26以上のもの又は液状のもの（届出対象外）

一般的に使用される合成樹脂類
フェノール樹脂（PF）
ふっ素樹脂（PFE）
ポリアミド（PA）

ポリ塩化ビニリデン (PVDC、塩化ビニリデン樹脂)  
 ポリ塩化ビニル (PVC、塩化ビニル樹脂)  
 ユリア樹脂 (UF)  
 けい素樹脂 (SI)  
 ポリカーボネート (PC)  
 メラミン樹脂 (MF)  
 アルキド樹脂 (ALK) 液状

※ ( ) 書きは略号又は別名を示す。

2 指定可燃物の算出法

指定可燃物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合については、条例別表第3の数量以上の品名のみをそれぞれの数量で除し、その商の和とする。

例示をすれば次のとおりである。

(1) 例1 (糸類 100,000kg、綿花類 30,000kg、ぼろ及び紙くず 700kg を貯蔵する場合)

指定可燃物の品名	貯蔵取扱量	別表3に定める数量	商 $\frac{\text{最大貯蔵数量}}{\text{別表数量}}$
糸類	100,000kg	1,000kg	100倍
綿花類	30,000kg	200kg	150倍
ぼろ及び紙くず	700kg	1,000kg	別表に定める数量未満なので非該当
合計			250倍

(2) 例2 (糸類 900kg、綿花類 150kg、ぼろ及び紙くず 700kg を貯蔵する場合)

指定可燃物の品名	貯蔵取扱量	別表3に定める数量	商 $\frac{\text{最大貯蔵数量}}{\text{別表数量}}$
糸類	900kg	1,000kg	別表に定める数量未満なので非該当
綿花類	150kg	200kg	別表に定める数量未満なので非該当
ぼろ及び紙くず	700kg	1,000kg	別表に定める数量未満なので非該当
合計			すべて非該当のため貯蔵取り扱いの対象外

(3) 条例別表第3の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、取り扱う場合は、それぞれの品名を同一の品名として合算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものその他のものについては除く。

例3 綿糸 (500kg) + 毛紡毛糸 (500kg) + 麻糸 (500kg) + 化学繊維糸 (500kg)

→糸類 2,000kg

3 届出様式等

(1) 新設及び変更 指定可燃物貯蔵取扱い届出書

(2) 廃止 指定可燃物廃止届出書

(3) 添付書類(新設の場合)

ア 届出書

イ 案内図

- ウ 敷地内建物配置図
- エ 指定可燃物を貯蔵取扱う場所の位置、構造、設備図（平面図、断面図等）
- オ タンク図、容量計算書等
- カ その他関係図面

4 標識及び掲示板

掲示場所は外部より見易い位置とすること。

例 1)

最大 数量	品 名	指定 可燃物 貯蔵取 扱所
5 0 0 0 kg	合 成 樹 脂 類 タ イ ヤ	

(白地に黒文字)  
300×600 以上



(赤地に白文字)  
(可燃性固体類等)  
300×600 以上



(赤地に白文字)  
(綿花類等)  
300×600 以上

例 2)



(黒地に黄色の反射塗料)  
(移動貯蔵タンクで車両の前後に設置)  
300×300

5 指定可燃物の貯蔵又は取扱い

- (1) 貯蔵とは、屋内に保管すること、又は屋外に集積すること等の行為をいう。取扱いとは、指定可燃物に係る製造、加工等をいう。
- (2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合
  - ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用されるもの（事務所の椅子、ホテルのベット類等）。
  - イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの。
  - ウ ビールケース、パレット等を搬送用の道具として使用する場合。

6 可燃性液体類等（可燃性固体類及び可燃性液体類並びに指定数量の 1 / 5 以上指定数量未満の動植物油類をいう。）の設置基準

(1) 屋外の場所（タンクを除く）

ア 可燃性固体類等の保有空地

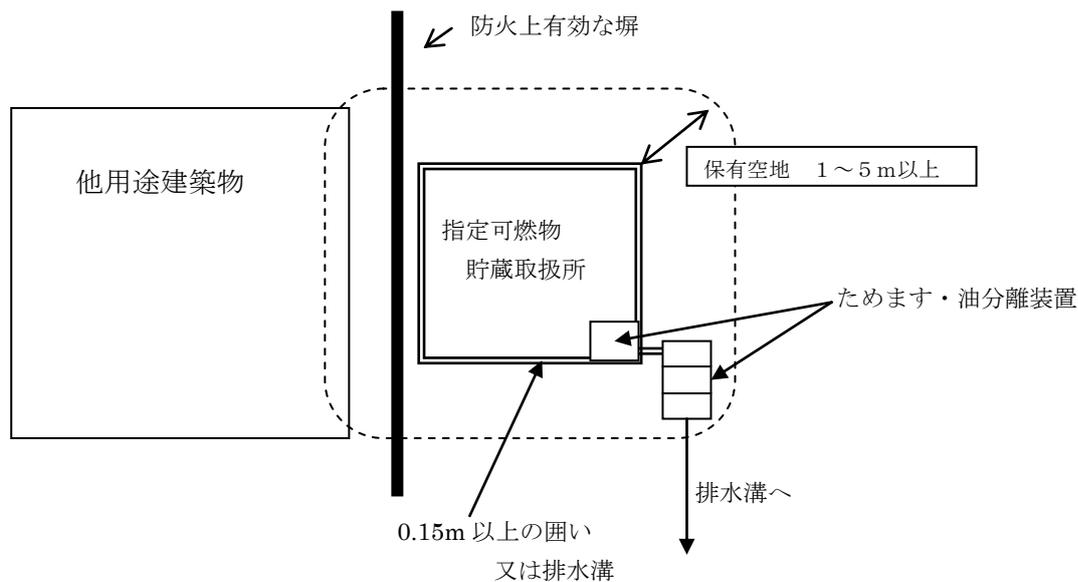
容器の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1 以上 2 0 未満	1 m 以上
	2 0 以上 2 0 0 未満	2 m 以上
	2 0 0 以上	3 m 以上
その他の場合	1 以上 2 0 未満	1 m 以上
	2 0 以上 2 0 0 未満	3 m 以上
	2 0 0 以上	5 m 以上

ただし、「防火上有効な塀」を設けた場合、開口部のない防火構造、又は不燃材料で造った壁に面する場合は、この限りでない。

「防火上有効な塀」とは

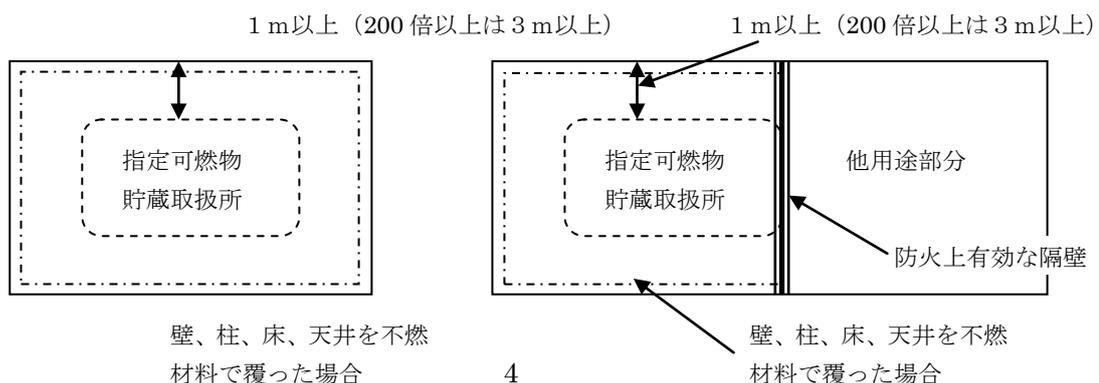
- ・不燃材料とすること。
- ・高さは1.5 m以上とすること。ただし、施設の高さが1.5 mを超える場合は、当該施設の高さ以上であること。
- ・幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。
- ・構造は、風圧力及び地振動により容易に倒壊、破損等しないものであること。
- ・設備等を設ける場合は、点検スペースとして0.5 m以上確保すること。

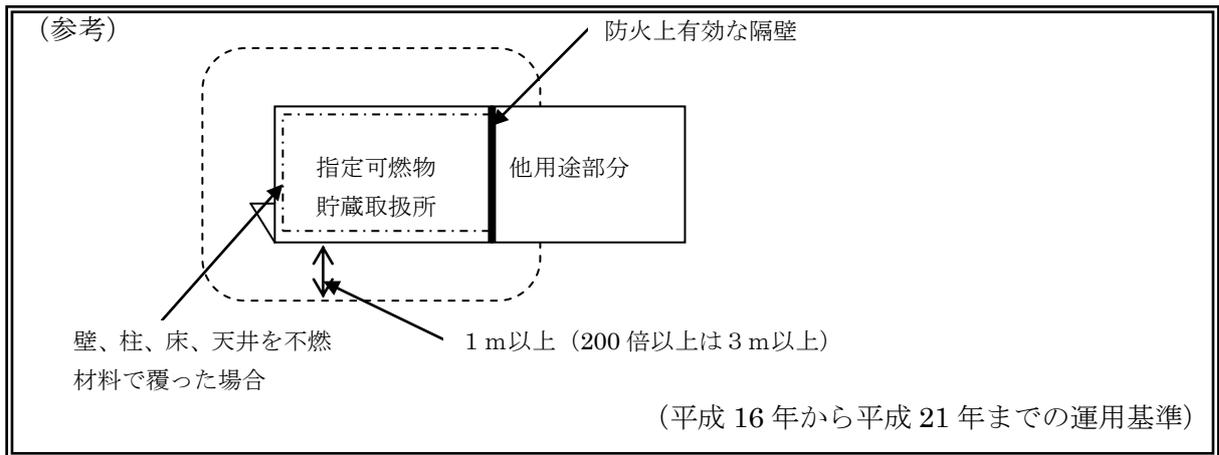
- イ 動植物油類の保有空地は1 m以上確保すること。
- ウ 地盤面はコンクリート等可燃性液体類等が浸透しない構造
- エ 周囲の囲いは0.15 m以上の囲い又は排水溝を設けること。
- オ 設置例



(2) 屋内の場所（タンクを除く）

- ア 壁、柱、床、及び天井は不燃材で造られ、又は覆われたものであること。ただし条例別表第3で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等の貯蔵、取扱いは下記(ア)から(イ)までのいずれかによる。
- (ア) 壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った屋内にて行うこと。
- (イ) 周囲に幅1 m（条例別表第3で定める数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵、取扱う場合は3 m）以上の空地を確保した場合については、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造られ又は覆った屋内にて行うこと。
- (イ) 防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造られ又は覆った屋内にて行うこと。ただし、壁、柱、床及び天井を不燃材で覆った場合は、隔壁に面する部分を除きその周囲には幅1 m以上の空地を確保すること。
- (エ) 設置の例（左図は空地を確保した場合。右図は隔壁を設けた場合。）





- イ 防火上有効な隔壁とは、耐火構造又は防火構造で小屋裏に達するまで完全に区画されていること。
- ウ 窓及び出入口には防火設備を設けること。(隔壁に設置する場合は自動閉鎖式とする。)
- エ 床は可燃性液体類等が浸透しない構造でためますを設置すること。
- オ 窓等にガラスを用いる場合は網入りガラスとすること。(引火点 100℃未満に限る。)
- カ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合、屋外の高所に排出する設備を設けること。

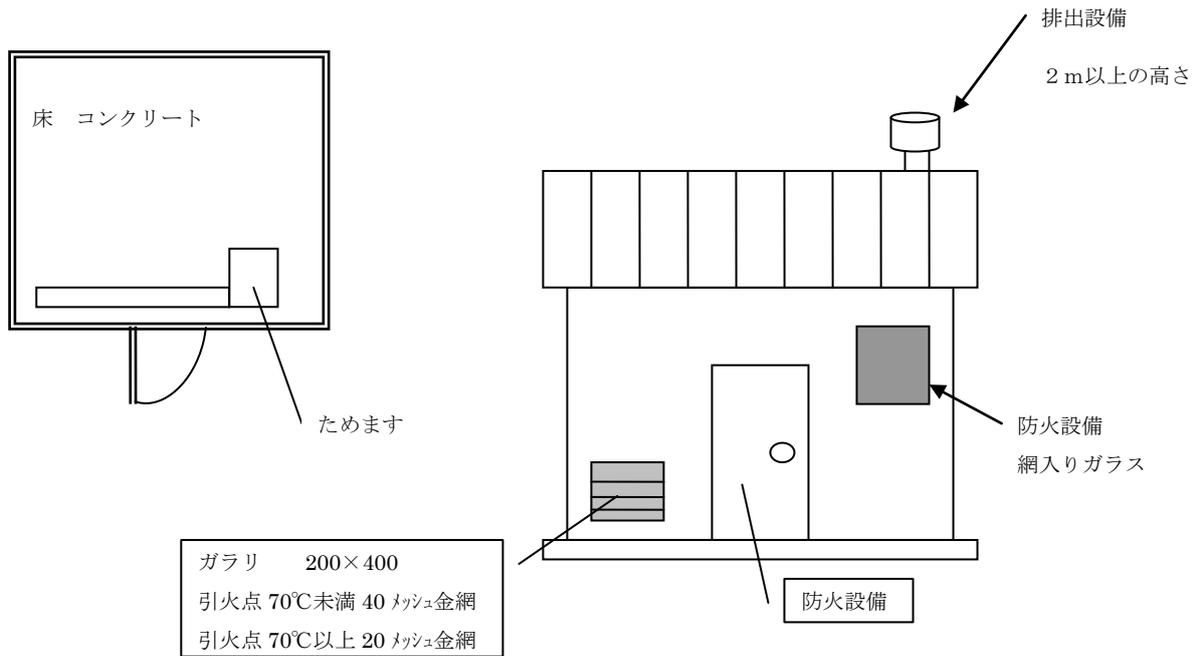
屋外の高所とは、地上 2 m 以上であること。

可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれ

引火点 40℃未満の可燃性液体類等又は引火点 40℃以上の可燃性液体類等で引火点以上に加熱し、貯蔵、取扱う場合	自動強制排出設備
引火点 40℃以上 70℃未満の可燃性液体類等を貯蔵、取扱う場合	自動強制排出設備又は強制排出設備
引火点 70℃以上の可燃性液体類等を貯蔵、取扱う場合	自然換気設備

- キ 条例別表第 3 の数量の 100 倍以上可燃性液体類を貯蔵・取り扱う場合、避雷設備を設置すること。ただし、周囲の状況により安全上支障がない場合は、この限りでない。

ク 設置例



(3) 屋外貯蔵タンクの指定可燃物貯蔵取扱所

ア 保有空地はタンクの周囲に前記(1)の表により 1 mから 3 m以上の空地を確保すること。ただし、前記(1)のただし書きと同様の措置をすればこの限りでない。

イ タンクの構造はタンクの容量に応じ次表に掲げる厚さの鋼板又は同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造ること

タンクの容量	板厚
40リットル以下	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

ウ タンクの基礎は鉄筋コンクリート等であること。

エ タンクの固定は容易に転倒、落下しないこと。

オ タンクの外面はさびどめ等のための措置をすること。

カ 通気管等に引火を防止するための措置を講ずるとは、引火点が70℃未満の可燃性液体類等及び引火点以上の状態で貯蔵されているもので、通気管の先端に40メッシュの金網を張ること。

キ 防油提（可燃性液体類等の流出を防止するための有効な措置）

(ア) 下記の可燃性液体類等に防油提を設置すること。

- ・ 20℃で液状の可燃性液体類
- ・ 20℃で液状の動植物油類
- ・ 液状で貯蔵、取扱う可燃性固体類
- ・ 液状で貯蔵、取扱う動植物油類

(イ) タンクの周囲にコンクリート、鋼板、鉄筋コンクリートブロック造で設けること。

(ウ) タンクの側板から0.5m以上離れていること。高さは0.2m以上とする。

(エ) 容量は、タンクの容量（1の防油提に2以上のタンクがある場合は、容量が最大のタンクの容量）

の全量を収納できるものであること

(オ) 水抜口を設ける場合は、弁付水抜口とすること。

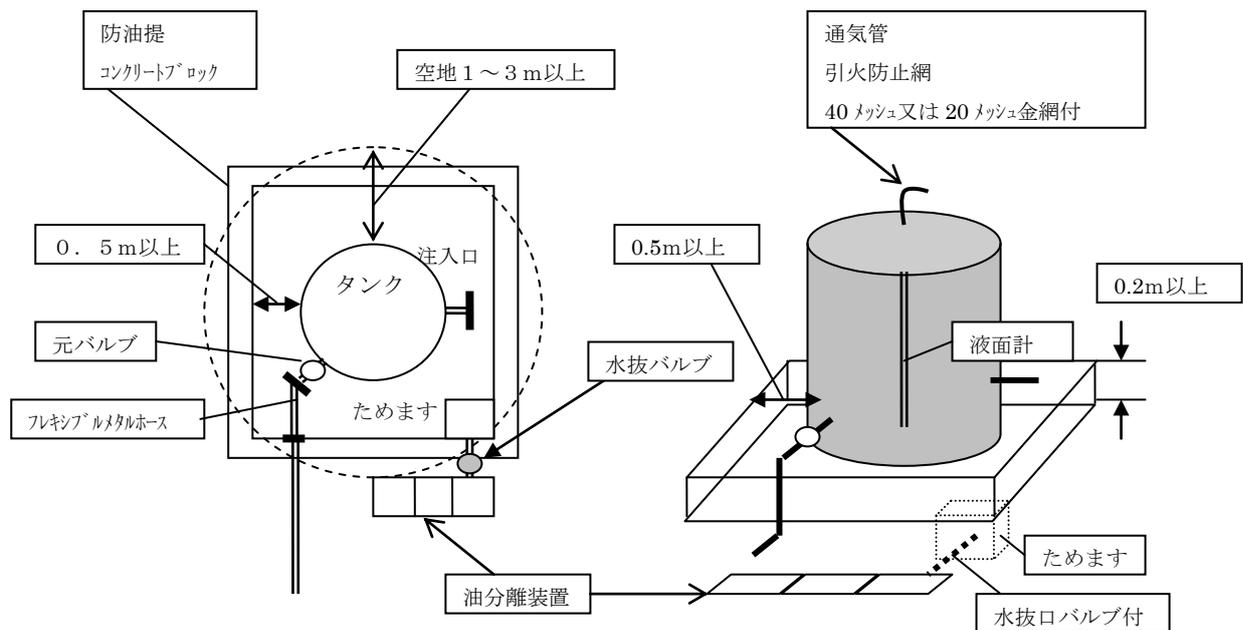
ク タンクの底板の外面の腐食を防止するための措置

(ア) 地盤面の表面にアスファルトサンド、アスファルトモルタルを敷設すること。

(イ) 底板の外面にコールタールエナメル等の塗装をすること。

ケ 条例別表第3の数量の100倍以上可燃性液体類を貯蔵・取り扱う場合は、避雷設備を設置すること。ただし、周囲の状況により安全上支障がない場合は、この限りでない。

コ 設置例



(4) 屋内貯蔵タンクの指定可燃物貯蔵取扱所

ア タンクは前記6(2)アからオまでに定める建物内又は専用室内に設けること。

イ タンクの固定は容易に転倒、落下しないこと。

ウ タンクと壁等との間に、0.5m以上の間隔を保つこと。ただし、点検に支障がない場合はこの限りでない。

エ タンク室の床は可燃性液体類等が浸透しない構造とし、タンク室以外へ流出しない有効な措置をすること。

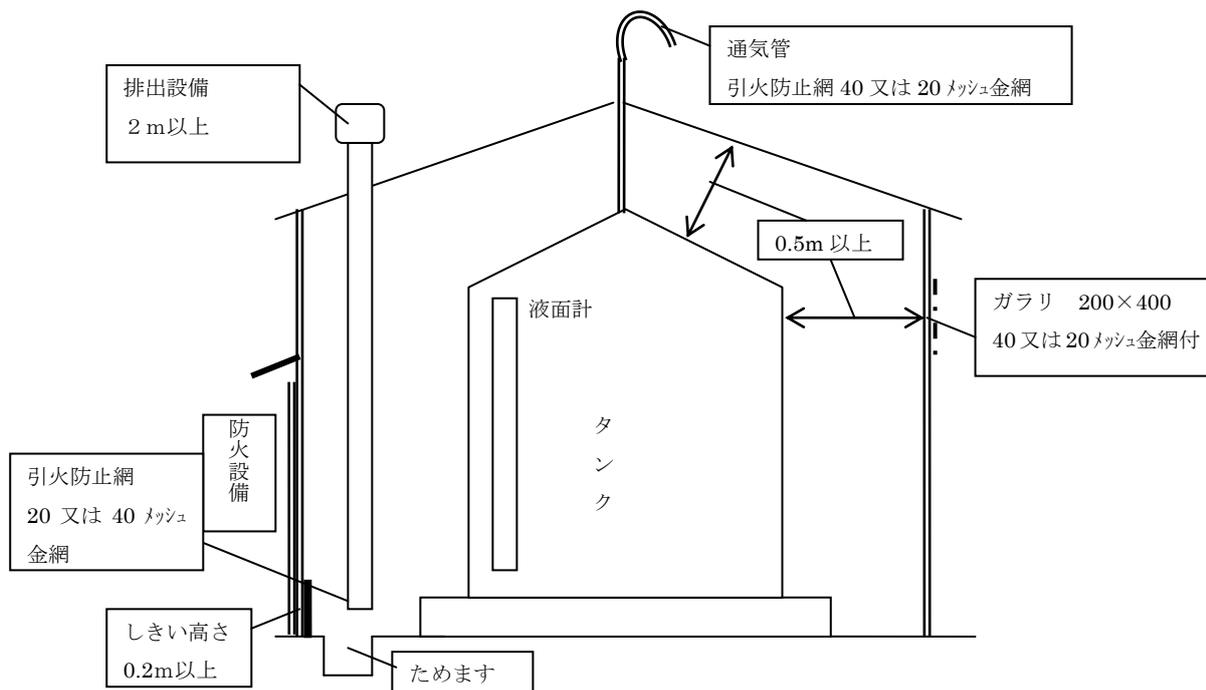
※ 流出しない有効な措置

(ア) タンク室の場合、タンク室のしきいを0.2m以上高くすること。

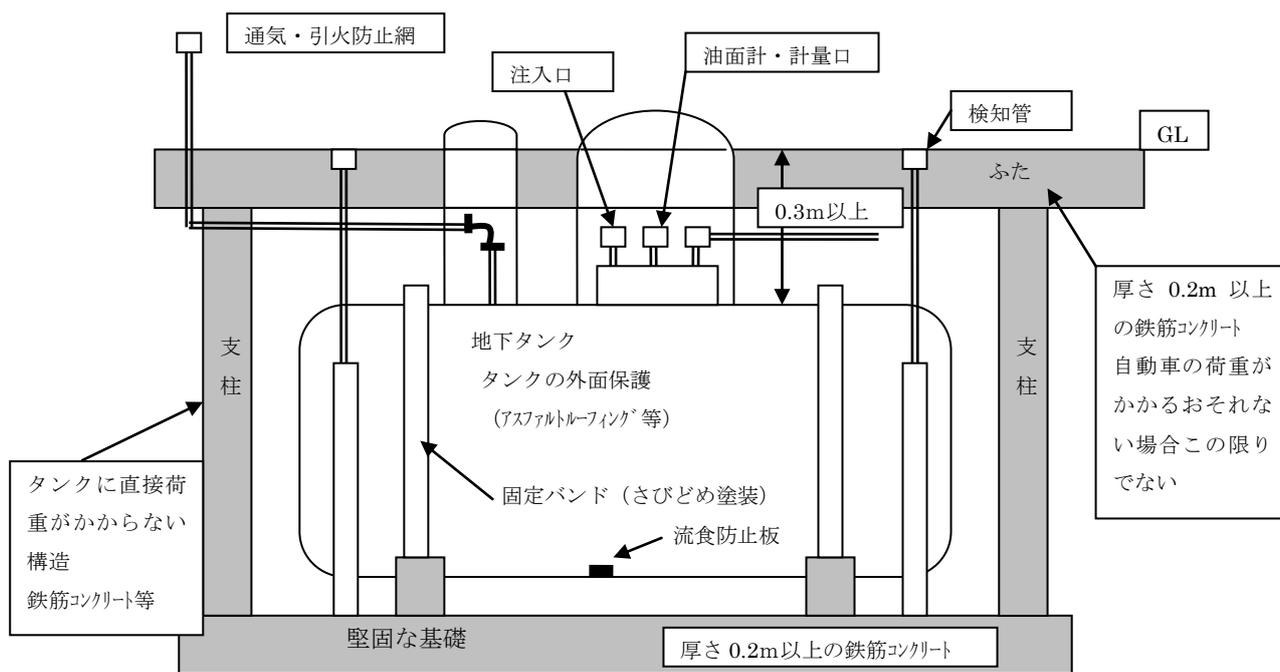
(イ) タンク室以外に設置する場合、タンクの容量を全量収納できる防油堤を設置すること。他(3)キ(ア)から(エ)までの方法によること。

オ 条例別表第3の数量の100倍以上可燃性液体類を貯蔵・取り扱う場合、避雷設備を設置すること。ただし、周囲の状況により安全上支障がない場合は、この限りでない。

カ 設置例



(5) 地下貯蔵タンクの指定可燃物貯蔵取扱所  
 ア タンク室省略による設置例



(6) 移動貯蔵タンクによる指定可燃物貯蔵取扱所

ア 火災予防上安全な場所に常置すること。

火災予防上安全な場所とは、所有者等が必要な措置を講じることが可能であって、火気を使用する設備が付近に設けられてない屋外又は屋内の場所とする。

イ 道路運送車両法に基づく命令の定めるところにより設置する。なお、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に適合するように設置すること。

ウ その他移動貯蔵タンクによる少量危険物貯蔵取扱所を準用する。

(7) 容器への収納、詰め替えの基準

ア 容器は下記により収納し、容器を密封すること。

(ア) 可燃性固体類（条例別表第3備考第5号エに該当するものを除く。）

ー 規則別表第3の第2類危険等級Ⅲの項に適應する内装容器等又はこれと同等以上のもの

(イ) 可燃性液体類及び動植物油類（指定数量の1/5以上指定数量未満）

ー 規則別表第3の2の第4類危険等級Ⅲの項に適應する内装容器等又はこれと同等以上のもの

イ 内装容器等には、見やすい箇所に下記のとおり表示すること。

(ア) 可燃性液体類等の化学名又は通称名

(イ) 数量

(ウ) 「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示

(エ) 化粧品の内装容器等で300ml以下のものは除く。

(8) 容器の積み重ね高さは4m以下とすること。

(9) 指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱い基準の準用

条例第39条から第47条（第41条第19号及び第20号、第42条第1項第1号、第46条を除く。）の規定を準用する。

7 綿花類等（可燃性固体類等以外の指定可燃物）の設置基準

(1) 合成樹脂類以外のものを集積する場合

ア 1集積単位の面積を200㎡以下になるように区分すること。

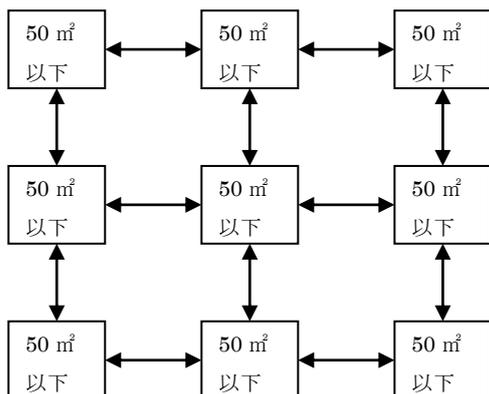
イ 集積単位間の距離

区 分	距 離
面積が50㎡以下の集積単位相互間	1 m以上
面積が50㎡を超え200㎡以下の集積単位相互間	2 m以上

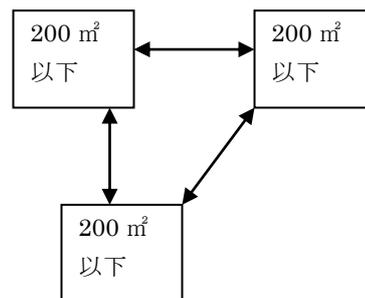
※ ただし、石炭・木炭類にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合はこの限りでない。

ウ 設置例

例1) 離隔距離1 m以上の場合



例2) 離隔距離2 m以上の場合



(2) 合成樹脂類を集積する場合

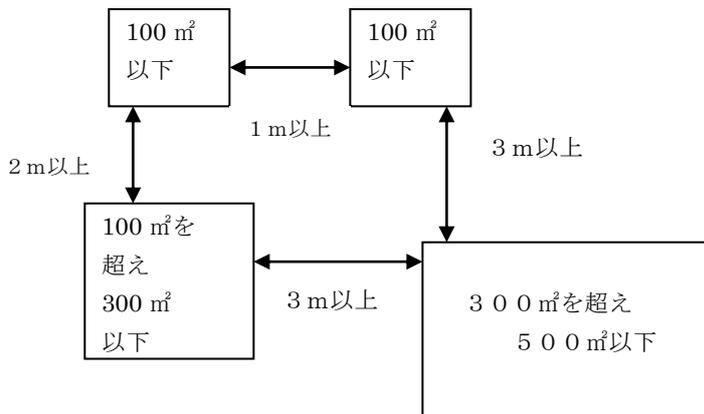
ア 1集積単位の面積を500㎡以下になるように区分すること。

イ 集積単位間の距離

区 分	距 離
面積が100㎡以下の集積単位相互間	1 m以上
面積が100㎡を超え300㎡以下の集積単位相互間	2 m以上
面積が300㎡を超え500㎡以下の集積単位相互間	3 m以上

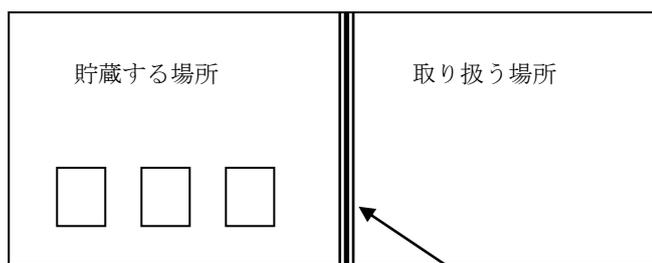
※ ただし、火災の拡大又は延焼を阻止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合はこの限りでない。

設置例



ウ 屋内において貯蔵又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

設置例



不燃材料（小屋裏まで）又は水幕設備の設置  
 出入口を設ける場合は、自動閉鎖の防火設備を設置すること。

エ 別表第3に定める数量の100倍以上を屋内で貯蔵・取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料で仕上げた室内で行うこと。

## 8 消防用設備

- (1) 施行令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で貯蔵・取り扱う場合は、数量に応じ下表に定める消防用設備を設置しなければならない。(法第17条の規定に基づいて設置)

貯蔵取扱数量	設置すべき消防用設備	適用法令
1倍以上	消火器具	施行令第10条第1項第4号 施行令別表第2 施行規則第6条第3項及び第6号
500倍以上	大型消火器	施行令第10条第1項第4号 施行令別表第2 施行規則第7条第1項
750倍以上 (※1)	屋内消火栓設備	施行令第11条第1項第5号
1,000倍以上 (※1)	スプリンクラー設備	施行令第12条第1項第8号
1,000倍以上 (※2)	水噴霧消火設備	施行令第13条第1項
	泡消火設備	
	不活性ガス消火設備	
	ハロゲン化物消火設備	
500倍以上	自動火災報知設備	施行令第21条第1項第8号

※1 可燃性液体類に係るものを除く。

※2 下表により設置すること。ただし、スプリンクラー設備を設置したものはこの限りでない。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・綿花類</li> <li>・木毛及びかんなくず</li> <li>・ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。）</li> <li>・糸類</li> <li>・わら類</li> <li>・再生資源燃料</li> <li>・合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）</li> </ul>	水噴霧消火設備 泡消火設備 全域放出方式の不活性ガス消火設備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。）</li> <li>・石炭・木炭類に係るもの</li> </ul>	水噴霧消火設備 泡消火設備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性固体類</li> <li>・可燃性液体類</li> <li>・合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）</li> </ul>	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材加工品及び木くずに係るもの</li> </ul>	水噴霧消火設備 泡消火設備 全域放出方式の不活性ガス消火設備 全域放出方式のハロゲン化物消火設備